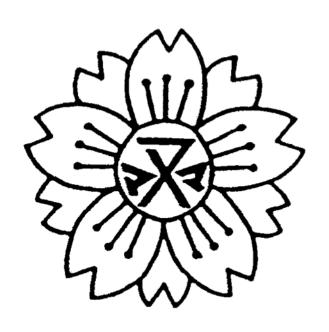
逗子市立沼間小学校 PTA 規約



平成 6年 1月 29 日改定 平成 8年 3月 2 日改定 平成 10年 3月 7 日改定 平成 11年 3月 6 日改定 平成 17年 3月 5 日改定 平成 19年 3月 13 日改定 平成 17年 3月 5 日改定 平成 17年 3月 5 日改定 平成 19年 3月 13 日改定 平成 25年 2月 19日改定 (細則)平成 28年 3月 8 日改定 (細則)平成 28年 3月 8日改定 元和 3年 5月 31 日改定

この規約は、大切に保管して下さい。

逗子市立沼間小学校 PTA 規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は、逗子市立沼間小学校 PTA という。

第2条 本会は、事務所を沼間小学校に置く。

第2章 目 的

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児 童の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の活動をする。

- 1 保護者と教職員による学習。
- 2 児童の校外生活指導。
- 3 地域環境の改善。
- 4 学校教育に対する理解と協力。
- 5 地域社会における連帯感と市民性の育成。
- 6 教育に関する世論づくり。

第3章 方 針

第5条 本会は、教育を本旨とする自主的団体として、次の方針に従う。

- 1 他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。
- 2 児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 3 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目 的とするような行為は行わない。
- 4 公私の選挙に、いっさい関知しない。

第4章 会員

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 沼間小学校に在籍する全児童の保護者。
- 2 沼間小学校に在籍する教職員。
- 第7条 会員は、すべて平等の義務と権利とを有する。

第5章 会 計

第8条 本会の会計は、会費・事業収入・寄附金およびその他の収入を もってまかなう。ただし寄附を求める場合には、総会において 承認を得なければならない。

- 第9条 会費は、世帯あたり月額240円とする。
- 第10条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
 - 2 会計の年度は、4月1日に始まり、翌年の3月末までとする。

第6章 役員

第11条 本会の役員は次のとおりとする。

 会長
 1名
 保護者

 副会長
 2名以上
 保護者

書記 2名以上 教職員と保護者

会計 2名以上 保護者

第12条 役員は、他の役員および会計監査委員を兼ねることはできない。

第13条 役員は、全会員が推薦した候補者の中から決定し、報告を必要とする。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の就任は4月1日とする。ただし、就任前であっても活動のための準備をすることができる。

- 第15条 役員に欠員が生じたときは、運営委員会においてこれを補充する。
 - 2 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第16条 役員の任務は次のとおりである。
 - 1 会長は、本会を代表し会務を統括し、総会および運営委員会を招集する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある場合はその代理をつとめる。
 - 3 書記は、総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関 する重要事項を記録保管するとともに本会の庶務を行う。
 - 4 会計は、総会で決定した予算に基づいていっさいの会計事務を 処理する。また総会において、会計監査委員の監査を経て決算 を報告する。

第7章 会計監查委員

- 第17条 本会の会計を監査するため、2名(保護者と教職員)の会計監査 委員を置く。
- 第18条 会計監査委員の選出は、細則による。
- 第19条 会計監査委員の任期は1年とする。
- 第20条 会計監査委員は決算を監査し、その結果を総会で報告する。
 - 2 前項の監査のほか、必要に応じ、臨時会計監査を行うことができる。

第8章 総 会

- 第21条 総会は、本会の最高議決機関である。
- 第22条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
 - 2 定期総会は次のとおりとする。
 - 1 定期総会=役員および運営委員に関する報告ならびに前年度 決算報告の承認・年度計画・予算の審議。
 - 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の 10分の1以上の要求があった場合に開催する。
- 第23条 総会は会員総数の5分の1以上をもって成立し、議事は出席者 の過半数で決する。

第9章 運営委員会

- 第24条 本会を運営するため運営委員会を置く。 運営委員会は、学級委員・役員・校長・教頭をもって構成される。
- 第25条 運営委員会は、定数の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は 過半数で決する。

第10章 特別委員会

- 第26条 特別な事項について、必要があるときは、運営委員会の議決を経て、 特別委員会を設けることができる。
 - 2 特別委員会を設けた場合には、次期総会で報告しなければならない。
 - 3 特別委員会は、その任務を終了したときに、解散する。
- 第27条 特別委員会は、いかなる活動も、運営委員会の承認がなければ 執行することができない。

第11章 細 則

- 第28条 本会の運営に関し必要な細則は、この規定に反しない限りにおいて、 運営委員会の議決を経て定める。
 - 2 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を 次期総会に報告しなければならない。

第12章 改定

第29条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなけれ ば改定することができない。ただし改定案は、総会開催の少なくと も、7日前に全会員に知らせておかなければならない。

逗子市立沼間小学校 PTA 規約 (細則)

第1章 学級委員

- 第1条 学級委員は、次の活動を行う。
 - 1 学校教育を正しく理解し、学級を基にした活動を計画、実施 し、会員相互の交流を深める。
 - 2 学級代表相互の連絡を密にし、学級・学年活動の推進を図る。
- 第2条 学級委員は、各学級から2名を選出する。ただし、役員・他の 委員との兼務はなるべく避ける。

第2章 校外委員

- 第3条 本会は、校外委員会を置き、校外委員は次の活動を行う。
 - 1 児童の校外における生活を多くの危険や悪影響から守るとともに、健全な遊びや規律ある集団活動の指導をする活動。
 - 2 地域社会の人々と協力し互いに連帯意識を高め、よりよい市民生活の育成につとめる活動。
 - 3 地域環境をより教育的に改善する活動。
- 第4条 校外委員会の委員には、地区から選出された代表、および教職員がなる。また委員のなかから委員長1名、副委員長1名を互選によって決める。

第3章 推薦委員

- 第5条 本会は、次年度の役員に適切な候補者を選ぶために推薦委員会を置き、推薦委員は次の活動を行う。
- 第6条 推薦委員会は1学年から5学年までの推薦委員と、教職員によって 構成され、委員の中から代表2名を互選によって決める。
- 第7条 各学年の推薦委員と、学年担当の教職員によって、学年推薦委員会 を構成し、自ら所属する学年から原則として以下に記す人数を候補 者の同意を得て推薦する。
 - 1学年からは1名以上。
 - 2学年から5学年までは各2名以上。
 - 6学年からは推薦しない。
- 第8条 推薦委員には、各学級から2名が選出される。

第4章 会 費

- 第9条 学期内途中で、児童の転入・転出があった場合、会費は児童の在籍 する月を納入の対象とする。
 - 2 学期内途中転入の場合、児童が在籍するようになった月から、 会費を納入する。
 - 3 学期内途中転出の場合、納入済みの会費から、児童の未在籍と なった月の会費を申し出により返金する。

第5章 会計監査委員

- 第10条 定期総会の7日前までに、立候補者を公募する。その中から無記名 投票による選挙を経て就任する。ただし、立候補者が定数を超えな いときは、定期総会の承認を経て、就任する。
- 第11条 会計監査委員に欠員が生じたときは、運営委員会において、これを 補充する。
 - 2 補充により就任した会計監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 慶弔規程

- 第12条 会員および会員の在校中の児童の死去に関して15,000円相当 の弔意を表す。
- 第13条 その他、必要な場合は役員会でその都度協議し、適切な処置をとる。

第7章 サークル団体規定

- 第14条 会員は、有志を募ってサークル団体を発足させることができる。
- 第15条 発足を希望する場合は、その代表者の氏名、活動する内容を運営委員会において主旨説明を行い、運営委員会の承認をうけて発足する。
 - 2 代表者は、年間活動報告を行う。
- 第16条 解散する場合は、総会の承認を得ることとする。
- 第17条 活動内容が、本会の目的に合致しなくなったときは、運営委員会は 解散を求めることができる。

逗子市立沼間小学校個人情報保護規程

第1条 目的

この規程は、逗子市立沼間小学校 PTA (以下「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会 の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報:生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 保有個人情報:本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び 第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、 その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に 危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘 発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人:前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または 未成年者個人の保護者をいう
 - (4) 役員:本会の役員会を構成する者をいう。
 - (5) 運営委員:本会の運営委員会を構成する者(役員を含む)をいう。
 - (6) 従業者:本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事する者をいう。

第3条 青務

本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。 代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報(思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報)については取得しないものとする。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本 人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の 号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、 原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべ き措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本 人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の 適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1)本会が利用目的の達成に必要.な範囲内において個人情報の取扱いの全部 又は一部を委託する場合
- (2)個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の 訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必 要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書 面により通知するものとする。

2本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様 の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく本会会長に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 雑則

本規程の改廃は役員会を経て運営委員会の承認を受けて行う。

2本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。